

中部運輸局自動車交通部

平成31年3月28日 14時00分 発表

連絡先

中部運輸局 自動車交通部自動車監査官
岡田、大石、加藤 TEL 052-952-8038
中部運輸局 静岡運輸支局輸送・監査担当
小松田、山下、内藤 TEL 054-261-2898

同時発表：静岡県政記者クラブ

貸切バス事業者の許可取消しについて

貸切バス事業者（一般貸切旅客自動車運送事業者）に対し、平成31年3月28日付けで道路運送法第40条の規定に基づく許可の取消し処分を行いましたのでお知らせします。

記

1. 事業者の住所、氏名又は名称並びに営業所名

事業者名：株式会社MIT（代表取締役 山本 京介）
住 所：静岡県田方郡函南町日守1623-1 サラット荒川301号
営 業 所：本社営業所（静岡県伊豆の国市原木821番地の1 株式会社102号）

2. 行政処分等の内容

許可の取消し
（平成31年4月8日をもって許可を取り消す）

3. 監査実施の端緒

重大な事故に結びつく法令違反が疑われること等により、継続的な監視が必要とされた株式会社MITに対し、静岡運輸支局が平成30年11月22日及び12月7日に臨店による一般監査を実施したところ、法令違反に関する事実を複数確認した。

この一般監査で確認した事実について中部運輸局で審査していたところ、法令違反に関する情報が追加で寄せられたため、中部運輸局が平成31年2月25日及び26日に臨店による特別監査を実施したところ、バス2両の無車検運行など、法令違反に関する事実を追加確認した。

4. 違反行為の概要及び主な違反条項

- (1) 発地及び着地のいずれもが営業区域外に存する旅客の運送を行っていた。
【再違反】
(道路運送法第20条)
- (2) 運送引受書を交付していなかった。
(道路運送法第27条第3項、旅客自動車運送事業運輸規則第7条の2第1項)
- (3) 運送引受書の写しを保存していなかった。
(道路運送法第27条第3項、旅客自動車運送事業運輸規則第7条の2第2項)
- (4) 申込者に対して支払う手数料等の額を記載した書類を運送引受書の写しとともに保存していなかった。
(道路運送法第27条第3項、旅客自動車運送事業運輸規則第7条の2第3項)
- (5) 点呼の記録をしていなかった。【再違反】
(道路運送法第27条第3項、旅客自動車運送事業運輸規則第24条第5項)
- (6) 運行指示書を作成していなかった。
(道路運送法第27条第3項、旅客自動車運送事業運輸規則第28条の2第1項)
- (7) 運行指示書を保存していなかった。
(道路運送法第27条第3項、旅客自動車運送事業運輸規則第28条の2第2項)
- (8) 自動車検査証の有効期間が満了している事業用自動車を運行していた。
[2両の無車検運行]【再違反】
(道路運送法第27条第3項、旅客自動車運送事業運輸規則第45条、道路運送車両法第58条第1項)
- (9) 書類の管理が不適切であり、速やかに提示できなかった。[複数書類]
(道路運送法第27条第3項、旅客自動車運送事業運輸規則第69条)

上記(1)～(9)の違反事実により、処分日車数660日車、違反点数66点を付与。

5. 行政処分等事業者に対する違反点数付与状況

過去の累積違反点数	26点
違反事実により付された違反点数	66点
違反点数の累計	92点 → <u>許可の取消し</u> ※

※「一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準及び法令違反に対する行政処分等の公表基準について」(平成28年11月30日付け中運局公示第82号)記I 5.「許可の取消処分」(1)①「違反点数の付与により、違反点数の累計が81点以上となった場合」に該当。

以上